

高島市への移住&Uターン!! フォーラム

📅 3月14日(土) 13時30分～ 📍 高島市観光物産プラザ

人口減少が進む本市において、将来にわたり豊かで美しい地域づくりを進めていくためには、地域の担い手であり、まちづくりのパートナーとなる**人材の誘致が必要です**。そして、地域を支え、共に助け合う関係を築いていくために市民レベルでできることについて、移住・定住市民会議を設け検討してきました。

「高島らしい働き方・暮らし方の発信」や、「移住者受入れのためのネットワークの構築」、「地域でのキャリア教育の推進」など、5つのプロジェクトを**市民プロジェクトと位置付け**、多くの市民や事業所の方々に

ご賛同いただき、進めていきたいと思っております。

当日は、市民プロジェクトの概要紹介と、移住やUターンの推進についてパネルディスカッションを行い、これから進める地域ぐるみの取り組みについて考えます。また、ゲストに「島根県立隠岐島前高校魅力化プロジェクト」に取り組まれている藤岡慎二さんをお招きし、地域ぐるみで行う高校生のキャリア教育や地元に戻り活躍する人材の育成に向けた取り組みについてもお話いただけます。

- 内容**
- 高島への移住・Uターン推進アクションプランの紹介
 - パネルディスカッション
 - ゲストトーク

ゲスト 藤岡 慎二さん(株式会社GGC代表取締役/総務省地域力創造アドバイザー)

統廃合の危機にあった島根県立隠岐島前高校で、島外から多様な人材を招き入れて行う「島留学」や、地域の大人を巻き込んだ「夢ゼミ」など、高校の魅力化に取り組んでおられます。

移住したい方の相談役になりませんか?

移住・定住ナビゲーター募集!!



地域を守り、維持するためには「新たな地域の担い手」となる、移住者やUターン者を迎え入れることが欠かせません。

現在、自然と関わる仕事や高島の環境の中で暮らしたいと移住を希望される方が少しずつ増えています。こうした方たちを迎え入れるため、ボランティアで次のような方を募集しています。

- ▶空家や土地など住まい探しにご協力いただける方(所有者への声かけなど)
- ▶農林水産業、狩猟などを希望する方へのアドバイスやサポートをしていたりできる方
- ▶さまざまな仕事や働き方の情報提供や相談に乗っていただける方
- ▶集落作業や行事、しきたり、農山村での暮らしを教えてください
- ▶先輩移住者として移住経験や技術・スキルを活かしたサポートができる方

移住者・在住者100人の輪をプロデュースしよう/ 高島コレカラネットワーク 企画スタッフ募集!!



人と人とのつながりが、地域への定着に大きな意味を持つため、移住を計画している方や移住後間もない方の不安や疑問を解消する仲間づくりのための交流会「高島コレカラネットワーク」を開催しています。この交流会の企画・運営をしていただけるボランティアスタッフを募集します。

移住者も在住者も関わり、新しい人の輪をつなぎ、大きくしていく交流会を楽しく意義あるものにする企画・運営に関心のある方のご応募をお待ちしています。

また、交流会の企画の参考にするため、次のとおりスタッフ研修会を開催しますので、併せてご応募をお待ちしています。

▶募集人数 10人程度 ▶応募締切 **3月10日(木)**

【スタッフ研修会】

- ▶日時 **3月15日(土) 7時45分** 市役所本庁集合
 - ▶研修先 兵庫県丹波市南中 (株)みんなの家
(Uターン専用シェアハウス、課題解決で起業)
 - ▶参加費 無料(昼食代は自己負担とします。)
 - ▶参加要件 企画スタッフ応募者に限る
- ※研修先までは市で手配する自動車移動の予定です。

各募集に関するご応募先・お問い合わせは、企画調整課 ☎(25)8114まで

お済みですか？

軽自動車、バイクの登録・廃車・名義変更



軽自動車税は、軽四自動車・バイク・トラクターなどの所有者に対して毎年4月1日を基準日として課税されます。

軽自動車を取得した場合や、廃車・譲渡をした場合には届出が必要で、

取得した場合 15日以内
廃車した場合 30日以内

また、トラクターやコンバインなど農耕作業車両等の買替えの場合も廃車・登録の変更手続きが必要で、

まだ届出を済まされていない車両がありましたら、早急に手続きを行ってください。

なお、車種によって手続きの場所や必要な書類等が異なりますので、事前にご確認ください。

関税務課 ☎(25) 8116

3月は、自殺対策強化月間です

大切な人の心と命を守るため 気づいてください 心の声とサイン

例年、3月に自殺者が多いことから、国では3月を「自殺対策強化月間」と定めています。自殺を防止するために大切なことは、周囲にいる皆さんが悩みに気づき、早めに専門家につないで、温かく見守ることです。そのことが、悩んでいる人の孤立を防ぎ、生きる希望につながります。

ひとりで悩みを抱え込まないで

悩みには必ず解決の糸口があります。抱え込まず、まずは誰かに話すことが大切です。誰かに話すと、気持ちが楽になります。また、自分だけでは気づけなかった問題点や解決策が見つかることもあります。もしも話し相手が見つからないときは、下記の専門の相談・情報機関などを利用してください。

おたがいさまの気持ちを大切に

誰かにサポートを求めて解決を図ろうとすることは、大切な生きる力のひとつです。迷惑なことでも恥ずかしいことでもありません。そして、もしも誰かがあなたに悩みを打ち明けたときには、温かい気持ちで接してください。

日頃から気軽に助け合える人間関係、人とのつながりを大事にしましょう。

私たちにできることがあります

悩んでいる人に気づいたら

悩みが複雑になると、本人の力だけで解決できないことがあります。

心理的に追いつめられ、辛そうな人はいませんか？ そんなときは、「どうしたの？」とひと声かけてみてください。話を聞くときは「傾聴」の姿勢を心がけます。また、必要に応じて専門の相談機関などにつながりましょう。

傾聴とは？

本人の言いたいことや悩みをありのまま受け入れ、じっくり耳を傾けます。助言は必要ありません。うなずくだけでもよいのです。「あなたは決して一人ではない」ことをわかってもらうことが大切です。

心の悩みに困ったときの相談窓口

- 高島保健所 ☎(22) 2419
- 県立精神保健福祉センター ☎077(567) 5010
- 高島市役所 マキノ保健センター ☎(27) 1910
- 今津保健センター ☎(22) 5101
- 新旭保健センター ☎(25) 8110
- 安曇川保健センター ☎(32) 4413
- 高島保健センター ☎(36) 8008
- 朽木保健センター ☎(38) 3111
- 健康推進課 ☎(25) 8078
- 障がい福祉課 ☎(25) 8516

心や体の不調の相談

- 滋賀いのちの電話 ☎077(553) 7387
- 金～日 10時～22時
- こころの電話相談 ☎077(567) 5560
- 月～金 10時～12時、13時～21時
- (土・日・祝日・年末年始を除く)
- 高島こころのつえ相談室 ☎0120(874) 756
- 水・木 13時～17時

気づいてください！ このサイン

次のようなサインが数多くある場合は、自殺の危険が迫っています。より注意が必要です。

- うつ病の症状(気分が沈む、自分を責める、決断ができないなど)
- 原因不明の身体の不調が長引く
- 酒量が増える
- 安全や健康が保てない
- 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 職場や家庭でサポートが得られない
- 本人にとって価値のあるもの(地位・家族・財産など)を失う
- 重症の身体の病気にかかる
- 自殺を口にする
- 自殺未遂に及ぶ

●その他の車種

下記へお問い合わせください。

車種	手続場所
軽二輪 (125ccを超え250cc以下)	滋賀運輸支局 守山市木浜町 2298-5 ☎050(5540) 2064
小型二輪 (251cc以上)	
軽三輪 軽四輪	軽自動車検査協会 守山市木浜町 2298-3 ☎077(585) 7103

★軽自動車税の納付期限は5月末です。
★減免申請は、4月上旬から受付を予定しています。詳しくは広報たかしま4月号をご覧ください。

●原動機付自転車(125cc以下)

小型特殊自動車(コンバイン・トラクター・フォークリフト等)

登録・廃車手続きは、申告書のほか次の書類等が必要です。

	添付書類等	手続場所
購入の場合 (中古車含む※1)	販売証明書、印鑑(認印可)	税務課 ☎25-8116
譲受の場合	譲渡証明書、廃車証明書、印鑑(認印可)	各支所窓口
廃車・譲渡の場合	ナンバープレート、印鑑(認印可)	
上記届出を 代理人がする場合	上記に加え委任状 販売事業者等も委任状が必要※2	

※1 中古車輛(原動機付自転車・小型特殊自動車)の登録の場合、廃車証明書の添付は不要です。

※2 販売事業者の方が代理人となる場合においても委任状を添付してください。

◆1反当りの賃借料 (100円未満四捨五入)

地域	平均(円/年)	最高(円/年)	最低(円/年)	データ数(件)
マキノ	7,800	10,000	5,000	50
今津	7,600	9,000	3,500	170
朽木	11,200	13,000	10,000	7
安曇川	9,200	14,100	5,000	39
高島	10,300	16,000	8,700	73
新旭	8,200	13,000	3,500	92
市内全体	8,400	16,000	3,500	431

◆1反当りの物納(玄米)量 (1kg未満四捨五入)

地域	平均(kg/年)	最高(kg/年)	最低(kg/年)	データ数(件)
マキノ	38	60	26	88
今津	48	60	45	9
朽木	60	60	60	6
安曇川	50	63	27	281
高島	56	60	20	124
新旭	46	70	17	126
市内全体	48	70	17	634

※データ数は、集計に用いた筆数です。

※畑については、事例が少ないためデータには含まれていません。

農地の賃借料情報

農地の賃借料の目安にしてください。ために、平成26年中に締結(公告)された賃借料を集計しましたので、お知らせします。農地の貸し借りの際の参考にしてください。

なお、「農地の賃借料情報」に拘束力はありませんので、農地の状況等に合わせ、貸し手と借り手の両者でよく協議し設定してください。

関農業委員会事務局 ☎(25) 8513



※標準小作料制度は、平成21年12月15日に施行された改正農地法により、廃止されました。



3月1日～7日 春の火災予防運動が 始まります！

『もったいない 火を消すまでは まあだだよ』
という防火標語を合言葉に、春の火災予防運動を行います。
空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えますので、火の取り扱いには注意してください。

○火災警報器の電池は切れていませんか？

住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、ほとんどの住宅に設置されていますが、電池が切れている住宅用火災警報器も出てきています。せっかく取り付けていたいただいても電池切れなどで、『イザ！』というときに鳴らないと役に立ちません。今一度、住宅用火災警報器の試験を行っていただき、正常に鳴るか、故障はしていないかなどを確認してください。

○一日消防官 防火キャンペーン

市内の4事業所から一日消防官を任命し、初期消火や応急処置の方法を学んでいただきます。
その後は、市内の保育園や、福祉施設を女性消防団員と一緒に訪問し、防火紙芝居などを行い、火災の怖さや災害が起こった時にはどうしたら良いか等を楽しく広報していただきます。



初期消火訓練

○住宅防火診断

事前に訪問する地区へお知らせし、消防職員が防火について診断します。
放火や電気コードなどからの火災を防ぐために、消防職員が訪問した際にはご協力を願います。

○消防訓練

特別養護老人ホーム清風荘から出火したと想定し、消防訓練を行います。
この訓練では、火災を発見し、事業所職員が実際に119番通報をし、利用者の避難誘導を行うとともに、初期消火を行います。消防隊が到着後、消防隊へ情報提供を行っていただき、実災害時に円滑に消防隊に情報提供できるか、消防隊はその情報を隊員間で共有できるかを確認します。



消防訓練

消防本部予防課
☎(22)5403

できる限りこの機会に
手続きをしてください



農業用軽油引取税免税証 の申請受付を行います

農業に軽油を使用されている方を対象に、左の日程で「軽油引取税免税証」の申請受付を行います。

！ご注意ください

- ①現在、今年3月31日までとなっている免税軽油制度は、3年間延長される予定です。ただし、これは「見込み」ですので、**法案が可決されない場合は延長となりません。**
- ②西部県税事務所窓口（高島市役所内に移転しました。）での申請は待ち時間が大変長くなることが予想されます。できる限りこの機会に申請手続きをしてください。
- ③機械の変更、追加がある場合は、新しい機械の名称、型式、馬力数を調べておいてください。

▼交付は4月以降

免税証の交付は4月以降となります。具体的な日程は申請時にご案内します。
万一、法案が可決されない場合は交付できませんので、ご注意ください。

会場	受付日時
高島支所 (2階大会議室)	3月17日 ㊗ 9時30分～14時
安曇川公民館 (視聴覚室)	3月18日 ㊗ 9時30分～15時
高島市観光物産プラザ (新旭公民館) (3-A会議室)	3月19日 ㊗ 9時30分～14時
	3月22日 ㊗ 10時～16時
朽木支所 (相談室、応接室)	3月23日 ㊗ 11時～14時
高島合同庁舎 (旧高島県事務所) (2階2-A会議室)	3月24日 ㊗ 9時30分～14時
マキノ支所 (2階会議室)	3月25日 ㊗ 9時30分～14時

↑どこの会場でも手続きしていただけます。

申請に必要なもの

- ①免税軽油使用者証（以前から免税証の交付を受けている方）
- ②印鑑（認印可。共同申請者は全員の印鑑）
- ③前年度に免税証を受領している方は、消費状況を記入した「免税軽油の引取り等に係る報告書」と納品書等
- ④今年耕作される田畑の面積を確認できる書類（昨年のもろこし細目書等）

滋賀県西部県税事務所高島納税課（高島市役所内） ☎(25)8012

高島で暮らそう！

若者定住促進プロジェクト

空き家所有者の皆さんへ

「空き家活用相談会」を開催！

市内への若者の移住を進めるため、空き家の所有者がその活用を気軽に相談できる場として、空き家活用相談会を開催します。空き家を所有している皆さん、ぜひ相談会をご利用ください。

日時 **3月7日(土)**
10時～12時

※ご予約いただいた方を優先します。

場所 今津会場 ▶ 今津支所
新旭会場 ▶ 高島市観光物産プラザ（新旭公民館）
安曇川会場 ▶ 安曇川公民館

高島市空き家活用促進協議会 事務局（企画調整課） ☎(25)8114

火災から文化財を守ろう！

文化財防火デーにあわせ白鬚神社で消防訓練

1月25日(日)に、文化財防火デーにあわせて、鶴川の白鬚神社（国・市指定建造物）で消防訓練を行いました。

訓練は、「白鬚神社の山側の境内社付近から出火したものが付近の山林に飛び火し、本殿にまで燃え広がる恐れが出た」、という想定のもとで実施。文化財関係重要書類の運び出し、消火器やバケツリレーによる消火訓練のほか、鶴川区自警団による放水銃での消火訓練などが行われました。参加者たちは皆真剣な表情で、訓練に取り組んでいました。

市では、毎年、文化財防火デーにあわせて、さまざまな取り組みを実施しています。そして、火災から文化財を守り後世に伝えていくため、日々の防災意識の大切さを訴えています。

文化財課 ☎(32)4467



消防団による放水銃での放水訓練